

# 令和5年第9回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第9号)

招 集 年 月 日	令和5年9月25日 (月)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和5年9月25日 9時40分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和5年9月25日 10時00分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員  出 席 8 名  欠 席 2 名  凡 例  ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △☒ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	宮本 千春	△
	2	河野 幸枝	○
	3	笠井 清孝	○
	4	栗栖 芳秋	○
	5	佐藤 潤	○
	6	富永 富幸	○
	7	沖 貴雄	△
	8	武本 宮紀	○
	9	小笠原 敏子	○
10	河本 穂津雄	○	
議事録署名委員	3番	笠井 清孝	
	4番	栗栖 芳秋	



議長	総会を開会させていただきます。 本日の出席委員は8名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和5年第9回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9:40)
議長	議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。  (全員異議なし)
議長	全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に3番委員と4番委員を指名します。
議長	会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木泰彦氏と栗栖はるか氏を指名します。
議長	それでは、今回提案された議案第57号から議案第61号について事務局長より提案説明をお願いします。
事務局長	(提案説明)
議長	それでは、議案第57号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	申請者譲渡人の住所は[redacted]、お名前が[redacted]さん、耕作面積は1,518.49㎡です。譲受人の住所は[redacted]、お名前が[redacted]さん、耕作面積は0㎡です。 権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字上殿字門田、地番が710番1、730番1、743番2、字山根895番1、字京之本912番4、字堂ノ本2062番2、2063番1、2063番2、字中郷2069番5、2070番4、2080番、2081番、地目がそれぞれ田と畑、面積が合計で1,518.49㎡です。申請理由は譲渡人は高齢で遠距離のため譲り渡す。譲受人は宅地に付随する農地のため譲り受ける。となっております。以上です。
議長	それでは4番委員から説明をお願いします。
4番委員	議案書1ページから7ページの議案第57号をご覧ください。 9月20日申請者の[redacted]さんと譲渡人の妹の主人の3人で立会のもと、現地調査を行いました。[redacted]さんは自営業、[redacted]をされており、安芸太田町に夫婦2人と小さい子供さんと[redacted]地区に住まれ、このたび縁があつて上殿地区に住居に付いている田畑、山、土地付を得られました。習得後は、所有する農地1,518.49㎡、内訳は田んぼが638、果樹にかぼちゃを作られます。これから畑462、自給用野菜花園、花ですね、今度は柿を418に計

	<p>画されております。全ては初めてのことなので、自家用野菜と果樹を基本にしているの、農機具等も最小限、草刈り機と耕運機を考えております。また、もろもろについては、インターネットや過去に参加した無農薬栽培の講習等で習得に努めたく思っております。また、周辺の農地利用に影響ありません。以上、第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第57号について、審議に入ります。議案第57号について質疑はありませんか。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第57号は申請のとおり、承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第57号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第58号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さんです。申請地は大字田吹字長島、地番が1830番4、面積が9.18㎡です。申請理由は住宅用宅地として使用しているため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて3番委員より説明をお願いします。</p>
3番委員	<p>議案書8ページをご覧ください。凶面は9、10ページをご覧ください。</p> <p>本議案は申請者の■■■■■■■■■■さんによります、宅地転用の議案です。9月22日に申請者の■■■■■■■■■■さん立合のもと、現地確認してきました。平成17年頃、ちょうど本郷坂原線が新設された際、住宅用地として供出しており、引き続き宅地として使用したいとのこと。現在、植木が植えておられました。また、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可相当と判断しました。</p> <p>なお、この事案は無断転用されていますが、さらに始末書が提出されています。審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第58号について、審議に入ります。議案第58号について質疑はありませんか。</p>
	<p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>

	<p>それでは、議案第 58 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 58 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 59 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さんです。申請地は大字加計字香草、地番が 1123 番 2、面積が 169 m<sup>2</sup>です。申請理由は駐車場として使用しているため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて、私の方から 59 号について説明させていただきます。</p>
議長	<p>議案書につきましては、11、12、13 ページをご覧くださいだと思います。この議案ですね、写真も添付しておりますが、本年度 4 月の総会において出された議案の中で、今この番地について、59 号については、当初、■■■■■■■■■■行政書士さんの方が問い合わせ先になっておりますので、その関係も含めて確認したのですが、従来、ここをキウイの畑、果樹園として維持管理するということで手続きがなされていたわけですが、その後、下の写真のように駐車場として転用されるような状況になっております。これについて当然、沖委員からも指摘がありまして、これは無断転用じゃないかということで再度確認をやったわけですが、■■■■■■■■■■行政書士からもそういうことで確認していただいた中で、この用地を、ここは重機が入っておりますが、それ以前に建設課への、この裏が JR の跡地になっています。その嵩上げについて建設課がすでに協議を行っていたわけで、農地を転用する以前に建設課においてそういう許可をもらったということもありまして、事後でありますが進捗していたということで、これは手続き上問題があるということで、今回申請がなされたわけです。</p> <p>そういうことでこれも無断転用になっておりますので、始末書も提出されております。これは周辺農地に影響はございませんので、許可相当と判断します。そういうことでそれを御理解の上、ご審議いただければと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第 59 号について、審議に入ります。議案第 59 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 59 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 59 号は申請のとおり承認決定いたしました。続いて、議案第 60 号、議案第 61 号について関連事案ですので、併せて事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 60 号の賃貸人の住所が [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さん、賃借人の住所が [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さんです。権利の内容は一時転用の賃借権設定となっております。一時転用期間は許可後から 3 年間最大の期間となっており、スケジュールとしては今日の総会で解決された場合、来月の広島県農業会議の常設審議委員会にかけてからということになりますので、早くても 10 月 18 日からというふうになっております。</p> <p>議案第 61 号の賃貸人の住所が [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さん、賃借人は同じく [REDACTED] となっております。権利の内容も同じく一時転用となっております。</p> <p>申請地は 60 号の方が大字遊谷字遊谷、地番が 502 番、503 番、505 番、506 番 1、507 番 1、509 番 1、510 番 1、511 番、512 番の地目が田、面積が合計で 4,198 m<sup>2</sup>、61 号の申請地が大字遊谷字遊谷、地番が 504 番、地目が田、面積が 119 m<sup>2</sup>、申請理由は砂利採取のためとなっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて 3 番委員より説明をお願いします。</p>
3 番委員	<p>第 60 号は議案書 14、15 ページ、図面は 16、17 ページになります。61 号については議案書 18 ページ、図面 19、20 ページをご覧ください。</p> <p>本事案は、賃借人 [REDACTED]、60 号の賃貸人 [REDACTED] さんによります、砂利採取のための一時転用事案です。61 号については、賃貸人が [REDACTED] さんになります。同じく砂利採取のための一時転用事案です。</p> <p>9 月 22 日、[REDACTED] の担当者、[REDACTED] 様立合のもと、現地確認をしてきました。聞き取りをした結果、砂利運搬のダンプ等の安全対策、水路の維持、地域への説明理解などが万全だと感じました。つきまして、事業計画書等の提出、他地域での同様の事業実績もあり、事業規模から見ても適切な面積であり、周辺の営業条件に支障を生じる恐れがないと認められることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 60 号、議案第 61 号について、審議に入ります。議案第 60 号、議案第 61 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 60 号、議案第 61 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 60 号、議案第 61 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を 5 点させていただきます。</p> <p>まず 1 点目に農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 1 件出ております。資料 1、1 ページをご覧ください。■■■■地区の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>報告事項 2 点目に農地転用（農業用施設）届出書についてです。3 ページの資料 2 をご覧ください。この届出書は無断転用と区別するために農業施設等に関する建設について届出をしていただくものです。届出地については上殿地区となっております。4 ページ、5 ページに地図を、6 ページに転用予定の図面を添付しております。面積は 200 m<sup>2</sup>以内となっております、内容等特に不備はないため報告させていただきます。</p> <p>報告事項 3 点目に農地転用許可後の工事進捗状況について報告が出ております。資料 3、7 ページをご覧ください。令和 5 年 2 月の総会にて許可しました井仁地区の農地についてです。こちらは許可人である■■■■さんがお亡くなりになっており、相続人である息子の■■■■さんから報告が挙がっております。無事に工事が完了した旨報告がありました。</p> <p>報告事項 4 点目に行政書士でない者が行う申請行為等の防止について、広島県行政書士会から通知が来ました。資料 4、12 ページをご覧ください。農地法の許可申請等については行政書士のみ代行して行うことができ、司法書士は委任状がないと許可申請等ができません。住民の方から許可申請の相談があった際には、ご自身で申請を行うか、行政書士へ代行いただくようご案内ください。</p> <p>報告事項 5 点目につつがふるさとまつりの協賛についてです。資料 5、14 ページをご覧ください。つつがふるさとまつりでは以前から野菜の品評会を行っており、安芸太田町農業委員長賞を決めるために審査委員 1 名の派遣依頼がありました。こちらは河本会長へご出席いただきたいと思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。</p> <p>これを持ちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。</p> <p>これで、令和 5 年第 9 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10 : 00)</p>

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

3 番委員

4 番委員